

令和2年度包括外部監査結果における 「指摘及び意見」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「一般廃棄物処理に関する事務の執行について」

令和4年10月21日

大 田 区

令和2年度包括外部監査結果における「指摘及び意見」に対する措置状況

(令和4年10月21日現在)

1 特定の事件（テーマ）

一般廃棄物処理に関する事務の執行について

2 監査実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月26日まで

3 指摘及び意見

【指摘】42件

※法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

【意見】119件

※是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にするべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

4 措置状況

指摘 42 件				意見 119 件			
措置済	措置中	検討中	参考扱	措置済	措置中	検討中	参考扱
32 件	3 件	0 件	7 件	89 件	5 件	0 件	25 件

(内訳 No)

【指摘 (P1~15)】

太字が今回、措置の進捗状況について公表するもの (計 11 件)。

措置済	2. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 15. 16. 17. 19. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 29. 30. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40
措置中	1. 3. 42
検討中	なし
参考扱	4. 14. 18. 20. 28. 31. 41

【意見 (P16～38)】

太字が今回、措置の進捗状況について公表するもの (計 23 件)。

措置済	2. 4. 5. 6. 9. 10. 11. 12. 13. 15. 16. 17. 18. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 29. 30. 32. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 44. 46. 47. 48. 49. 50. 52. 53. 56. 57. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 74. 75. 76. 77. 78. 80. 81. 84. 85. 86. 87. 88. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 106. 108. 109. 110. 111. 113. 114. 118. 119
措置中	1. 28. 51. 82. 83
検討中	なし
参考扱	3. 7. 8. 14. 19. 31. 33. 43. 45. 54. 55. 58. 71. 72. 73. 79. 89. 97. 104. 105. 107. 112. 115. 116. 117

(定義)

措置済…具体的な措置方針・内容が決定し、措置が完了している。

措置中…具体的な措置方針・内容が決定したが、措置の完了には至っていない。

検討中…具体的な措置方針・内容を検討中 or 措置を行うかどうかを検討中である。

参考扱…措置を行わないことを決定 or 措置を行うことが困難である (そぐわない)。

【指摘 42 件 (P1~15)】

指摘 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
1	60	大田区一般廃棄物処理基本計画における進捗状況の管理及び情報公開体制構築の必要性	措置中	清掃事業課	1
2	60	大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の議事録作成の必要性	措置済		—
3	61	大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の開催要否等の検討の必要性	措置中		2
4	66	車両雇上契約における覚書の見直しの必要性	参考扱		—
5	73	ごみ収集車両の雇上比率の上昇と品質管理の検討の必要性	措置済		3
6	75	収集ごみの計画量と配車台数の分析の必要性	措置済		—
7	77	環境公社の収集ごみの計画量と配車台数の分析の必要性	措置済		—
8	95	「資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約」の単価表の誤り	措置済		—
9	134	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報の提出期限遵守の必要性	措置済		—
10	135	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報と清掃事務所の月報の数値不整合	措置済		—
11	150	不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約の提出期限遵守の必要性	措置済		—
12	158	資源持ち去り防止パトロールにおける告発等の決定過程が分かる文書の必要性	措置済		5
13	159	資源持ち去り防止パトロールにおける作業日誌の不備	措置済		—
14	174	粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率未達の理由書の漏れ	参考扱		—
15	180	計量証明書の集団回収実績報告書への添付の徹底の必要性	措置済		—
16	180	資源回収実績入力確認リスト、資源回収実績報告書、計量証明書等の査閲による検出事項	措置済		—

指摘 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
17	192	令和元年度の有価物売却収入の集計誤り	措置済	清掃事業課	—
18	201	小型家電等の売却契約の内訳書における予定数量及び単価の訂正方法の不備	参考扱		—
19	205	小型家電等の売却契約における完了届の提出遅延	措置済		—
20	208	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約の内訳書の起案時と契約時の差異	参考扱		—
21	215	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における歳入金額算定時の消費税の取扱い誤り	措置済		7
22	239	多摩川清掃事業所における予備車両台数の適正化の必要性	措置済		8
23	239	廃止施設の事業概要での開示誤り	措置済		—
24	267	環境公社における出勤簿と休暇簿との不整合	措置済	環境計画課 (環境公社)	—
25	292	清掃職員と民間及び環境公社との人件費差額と適切なごみ処理体制構築のための方針策定の必要性	措置済	清掃事業課	9
26	294	再任用職員に対する給与等の清掃費への集計の必要性	措置済		—
27	295	多摩川清掃事業所の清掃職員の稼働状況及び人員構成の適正化の必要性	措置済		—
28	302	一般廃棄物処理業者への更新許可の瑕疵	参考扱		—
29	306	事業用建築物を有する事業者の登録遅延	措置済		11
30	306	事業用建築物を有する事業者の登録事項漏れ	措置済		—
31	310	対象事業者のマニフェスト（一般廃棄物管理票）の運用状況における管理体制構築の必要性	参考扱		—
32	311	ふれあい指導における月報の記載内容及び様式の統一等の必要性	措置済		13
33	312	ふれあい指導における日報と月報間の不整合	措置済		14
34	338	交通事故件数の事業概要と清掃車両事故一覧との不整合	措置済		—

指摘 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
35	343	車両事故報告書と清掃車両事故一覧との照合等の 監査手続における検出事項	措置済	清掃事業課	—
36	357	事業概要における広報活動実績での記載誤り	措置済		—
37	358	事業概要における環境学習等の実績の記載誤り	措置済		—
38	370	大田区清掃・リサイクル協議会での議論をまとめ た一覧性のある文書作成の必要性	措置済		—
39	371	大田区清掃・リサイクル協議会の開催回数減少に 関する検討過程が分かる文書等の必要性	措置済		—
40	377	事業概要における出前授業の実績の記載誤り	措置済	環境計画課	—
41	389	給食生ごみリサイクル事業の実施による追加コス ト検討の必要性	参考扱		—
42	402	大田区災害廃棄物処理計画における推進体制の整 備の必要性	措置中	清掃事業課	15

指摘 No. 1	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画における進捗状況の管理及び情報公開体制構築の必要性		
指摘事項		
<p>大田区一般廃棄物処理基本計画において「PDCA サイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、区民に対して、区のホームページ等において情報を公開します」と記載されている。この情報公開について、どのような形で行われているのかを清掃事業課に確認したところ、「平成 30 年度主要施策の成果」「平成 30 年度大田区の環境」「平成 31 年度大田区実施計画」「清掃だより」が提示された。</p> <p>しかしながら、これらの資料において、本計画の計画指標の達成について触れられているところはあるものの、個別施策の推進状況等、計画全体での推進状況を報告しているような内容は見られない。また「平成 30 年度大田区の環境」については、平成 30 年度の情報が令和 2 年 1 月に公表されている状況であり、毎年度の情報公開としては適時性に欠けており不十分などところがあるものと思われる。</p> <p>なお、これらの報告資料を通じて公開される情報は、PDCA サイクルの中で検討会及びその作業部会で議論されるべき事項であると考えられるが、計画策定からの検討会及び作業部会の存在する資料を査閲しても、そのような議論が行われていると思われる形跡は確認できなかった。</p> <p>そもそも平成 30 年度については、年度報告書はあるものの、議事録どころか会議資料も存在しておらず、開催日時も不明で開催されているかさえも分からない状況であるが、本計画で定めた PDCA サイクルの中で本計画の進捗状況を評価し、その情報を公開する体制を構築することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>本計画の進捗状況の管理体制及び検討会等の在り方について、より合理的で実効性のある管理体制を構築する観点から検討を進めます。</p> <p>併せて、区民に対する情報公開に関しても、本計画の進捗状況等が正しく・早く・よりわかりやすく伝わることを念頭に検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>本計画の管理体制については、環境清掃部管理職会の中で計画の進捗状況確認及び目標達成状況の評価を行った後、大田区清掃・リサイクル協議会と同時に、大田区環境審議会に報告する体制を、令和 4 年度中に構築します。</p> <p>その後、区民に対し計画の進捗状況がわかりやすく伝わるよう、計画の数値目標達成状況や主要施策の実績等をまとめた報告書を、令和 6 年 7 月公開を目標とします。</p>		

指摘 No. 3	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の開催要否等の検討の必要性		
指摘事項		
<p>令和元年度以降、検討会及び作業部会が開催されていない。その代わりに大田区環境審議会が検討会の役割を引き継いでいるとのことであったため、大田区環境審議会及びその専門部会の令和元年度においてそれぞれ1回開催されている会議の議事録を査閲した。その結果、本計画に触れられている部分はほんの少しはあったものの、本計画の進捗状況について議論された形跡は確認できなかった。</p> <p>今後の本計画の進捗状況の管理体制及び検討会の在り方について議論をし、その結果に基づき設置要綱等の規定の変更も含め、新たな管理体制を早急に整備する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会（以下、「検討会等」とする）は、区職員のみによって構成されています。より広い視点から本計画の進捗状況に対してチェックを行う意図も含め、大田区環境審議会及び専門部会に資料を提出したところです。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、検討会等を開催しないこと等については、その意思決定を行っていません。本計画の進捗状況の管理体制及び検討会等の在り方について、より合理的で実効性のある管理体制を構築する観点から、検討会等を継続するのか新たな体制に移行するのか検討を進めます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>合理的で実効性のある管理体制として環境清掃部管理職会の中で計画の進捗状況確認及び目標達成状況の評価を行った後、大田区清掃・リサイクル協議会と同時に、大田区環境審議会に報告する体制を、令和4年度中に構築します。</p>		

指摘 No.5	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課		
項目：ごみ収集車両の雇上比率の上昇と品質管理の検討の必要性				
指摘事項				
令和2年度を含む直近4年度の可燃ごみ及び不燃ごみの収集車両の雇上と直営の台数の推移は次の通りである。				
内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
雇上(台数/日)	75台	82台	84台	85台
直営(台数/日)	20台	19台	18台	16台
合計:	95台	101台	102台	101台
雇上比率	78.9%	81.2%	82.4%	84.2%
<p>車両雇上契約の相手先となる雇上会社の選定については、区に主導権がない状態である。また、区の可燃ごみの収集・運搬においては車付雇上の形態はないものの、収集業務を環境公社へ委託している地域については、全ての作業を外部へ委託することとなり、現場に区の職員が不在となる状況が発生している（ただし、不適正排出者及び当該排出者の排出したごみの対応については、区の職員が行っている）。</p> <p>区の職員については、清掃事業に関する経験と知識を得る機会が奪われている状況にある。</p> <p>区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉的収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げており、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。</p> <p>しかしながら、当該計画においては、今後清掃職員数が大幅に減少する状況においても、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もある。清掃職員の採用については、新規採用として令和元年度及び令和3年度にそれぞれ6名を採用し（計画とは別に平成29年度において6名の新規採用がある）、そして令和5年度以降も計画的に採用を行うことが決定されているが、現状では、令和5年度以降の採用人数は決定されていない。</p> <p>このため、X年後のあるべき姿から逆算した採用計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものとする。</p>				

指摘 No. 5	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：ごみ収集車両の雇上比率の上昇と品質管理の検討の必要性		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>職員の採用については、将来にわたり区が担う事業に必要な人数を各年度の退職者数等を見据え、計画的に行う必要があると考えます。採用後の研修計画等を含め、早期に具体的な採用計画等の策定に取り掛かります。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>直営職員の採用については、可燃ごみ収集業務の委託計画を踏まえ、令和5年度から8年度までを計画期間とする「令和5年度以降の清掃技能系職員（作業Ⅲ）採用計画」を今年度に策定しました。</p> <p>採用後の職員の指導育成については、将来の監督・指導業務を担うべく、一定期間、廃棄物収集業務等に従事させるとともに、職員全体の指導育成の中で、経験年数に応じた人員配置と実務研修を適時適切に実施していきます。</p>		

指摘 No. 12	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課		
項目：資源持ち去り防止パトロールにおける告発等の決定過程が分かる文書の必要性				
指摘事項				
過去3年度の警告書、命令書の発行件数及び告発等の件数は次の表の通りであり、警告書、命令書の発行件数、告発等の件数ともに大きな件数の変動はない。				
	対応内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	警告書	75 件	66 件	69 件
	命令書	6 件	8 件	5 件
	告発等	2 件	3 件	1 件
<p>資源持ち去り防止対策用公印（区長印）押印文書管理簿において、令和元年度に交付された警告書 69 枚の宛先を確認したところ、8 名が 3 回以上の警告書交付を受けていた。</p> <p>仕様書では発見回数が 3 回目以降で常習性・悪質性等を判断した上で通報（告発等）又は命令書の交付を行うとしているが、このうち令和元年度において告発等に至った者は上表の通り 1 名のみであった。</p> <p>この 8 名の警告書の交付回数を確認すると 14 回の者が 1 名、9 回の者が 1 名、7 回の者が 2 名、5 回の者が 1 名、4 回の者が 2 名、3 回の者が 1 名である。5 回以上に交付を受けている者の常習性はかなり高いと考えられるし、また、この 8 名のうち 2 名は過去にも告発等を受けている者であって悪質性も高いと考えられるため、このような者に対しては、より積極的に告発等を行っていくことが、資源の持ち去り行為の防止につながるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、告発等を行わないとした判断過程が明確に文書として残されていないため、「常習性・悪質性等」の判断基準を明確に設定するとともに、「通報（告発等）又は命令書の交付」等の対応の決定過程を説明できるよう文書を残すことが必要なものとする。</p>				

指摘 No. 12	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源持ち去り防止パトロールにおける告発等の決定過程が分かる文書の必要性		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>現パトロール体制では、常習者に対し、委託パトロールでは警告書、職員パトロールでは命令書を交付しています。警告書、命令書の交付を重ねることで、より効果的な告発に繋がります。</p> <p>区としては、告発を行う場合、警察署との調整において、その後の公判維持のため警察による持ち去り行為の現認が不可欠と判断しています。そのため、地元警察署との合同パトロールにより、命令書交付者を対象に告発する体制をとっています。</p> <p>また、常習性・悪質性については明確な判断基準がないため、今後、警告書・命令書の交付回数等を考慮した判断基準の設定を検討します。</p> <p>併せて「通報（告発等）又は命令書の交付」等の対応の決定過程を把握する文書としては、パトロール実施報告書が存在します。これまでは命令書を交付した場合のみ作成していましたが、令和3年度から職員パトロール実施の都度、作成することとし、命令書の交付に至らなかった場合でも、その対応経過を文書として残しています。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>検討の結果、令和4年度から、警告書を3回以上交付されている者に対しては、常習性があると判断し、原則、命令書を交付するという取扱いといたしました。</p> <p>また、持ち去り行為現認時に、持ち去り行為者が既に命令書を交付されている者であったことが確認できた場合は、常習性かつ悪質性があると判断し、告発対象者として扱います。</p> <p>告発の手続きに際しては、当該対象者に係るパトロール実施報告書を証拠書類とします。</p>		

指摘 No. 21	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における歳入金額算定時の消費税の取扱い誤り		
指摘事項		
<p>売却単価は2円/kgであるが、物品売却契約書の内訳書には「表示価格は、消費税抜きである」とあり、また「支払金額については、消費税率を乗じて得た金額を加算する金額とする（円未満切捨て）」とある。</p> <p>内訳書の通りであれば回収量に売却単価を乗じた金額にさらに消費税を乗じた金額が歳入金額になるはずである（第1、2四半期は消費税8%、第3、4四半期は消費税10%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1四半期 868円 → 937円（+69円） ・第2四半期 2,160円 → 2,332円（+172円） ・第3四半期 2,600円 → 2,860円（+260円） ・第4四半期 3,000円 → 3,300円（+300円） <p>消費税を考慮すれば第1四半期から第4四半期の歳入金額は9,429円となり、801円歳入金額は増加することになる。</p> <p>実際の歳入金額は回収量に売却単価の2円/kgを乗じた金額だけであるため、今後は消費税を加味して納入金額を決定することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>ご指摘のとおり、今後は消費税を含めて売却価格を算出の上、歳入金額を確定します。</p> <p>過去の当該契約（平成31年度、令和2年度）で計上の漏れた消費税相当額については、契約相手方に説明し、歳入の確保に努めます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>① 包括外部監査で指摘を受けた後、どのように対応したか</p> <p>委託事業者に対し、今後は消費税額相当分を上乗せした金額で請求することを説明し、了承されました。また、徴収すべき消費税額（平成31年度分801円、令和2年度分9,226円）を請求し、令和3年11月に一括納入されました。</p> <p>② 再発防止策の内容</p> <p>請求事務手続きにおいて、消費税額が明記されていることを必ず複数人で確認することにした。</p> <p>③ 令和3年度はどうであったか（適切に事務処理を行えたか）</p> <p>事務手続き時に消費税の請求漏れが無いよう複数人確認を実施し、適切な事務処理を行いました。</p>		

指摘 No. 22	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：多摩川清掃事業所における予備車両台数の適正化の必要性		
指摘事項		
<p>ごみ収集車両として8台の小型プレス車をリース契約によって保有しているが、清掃事務所へ配車しているのは通常そのうちの4台のみである。法定点検や故障時の代車として予備車は必要であることは理解できるが、通常の稼働台数と同じ台数の予備車が必要とは考えられない。</p> <p>現状の車両保有体制となっている理由を質問したところ、まとめてリース契約を実施しているため、法定点検の時期が重なることが理由の一つとして挙げられた。その他明確な理由の説明は得られなかったが、リース契約が理由であればその締結時期を分散させる等の対応を図る必要がある。同型式の車両をリースするようなことがあれば、一斉にリコールの対象となって使用できないような事態も生じるため、保有車両の車種や年式等についても契約時には考慮することが必要なものとする。</p> <p>区の清掃事業の体制として必要な保有台数を改めて検討し直し、その結果に基づいた購入又はリース契約の締結を行うことが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>直営車につきましては、平常時の稼働車両に加えて、法定点検・日常点検対応、車両故障対応の予備車両を保有することで、安定的な配車体制を確保しています。</p> <p>一方、ご指摘のとおり4台稼働する計画において、8台保有していることの是非については、リース契約期間及び予備車の稼働状況等を踏まえ、適切な保有台数について検討を進めます。</p> <p>なお、今年度から対策車が必要な場合は、直営車で対策車を優先的に使用することで予備車のさらなる活用を図っています。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>ご指摘の直営車の活用について、今年度から祝日作業において、雇上車両を1台減車し直営車両に差し替え5台稼働することにより、直営車の有効活用を図っております。</p> <p>また、昨年度に引き続き、今年度も対策車が必要な場合は、直営車を優先的に使用することで予備車のさらなる活用を図っています。</p>		

指摘 No. 25	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：清掃職員と民間及び環境公社との人件費差額と適切なごみ処理体制構築のための方針策定の必要性		
指摘事項		
<p>区の清掃職員の 1 人当たりの給与等支給額及び人件費は民間及び環境公社より明らかに高くなっており、区の清掃事業に係わる業務について経済性を追求する場合には外部へ委託することにメリットがあることが分かる。</p> <p>地方公共団体は地方自治法において「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」(第 2 条第 14 項)とされており、区は民間及び環境公社との人件費の差額を負担していることについて、その効果及び必要性を説明する必要がある。</p> <p>現状、清掃職員の原則退職不補充の方針が採られ、車両雇上契約及び環境公社への委託等、外部業者への委託割合は年々高くなってきており、再任用を含め、結果として経済性に効果のある対応がなされてはいる。この傾向が今後も続くことになると考えられるが、業務委託が進むことによって、一方では現場に区の職員が不在となる状況が発生し、行政サービスの品質低下等の問題が発生することも危惧される。</p> <p>区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉的収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げ、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。</p> <p>しかしながら、当該計画においては、行政サービスの品質低下等を招くような問題を生じさせないよう、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もあるため、X 年後のあるべき姿から逆算した採用計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものと考えられる。そして、その方針の中で、現状の民間等との差額人件費を負担している体制の効果及び必要性についても説明されるべきものとする。</p>		

指摘 No. 25	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：清掃職員と民間及び環境公社との人件費差額と適切なごみ処理体制構築のための方針策定の必要性		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>職員の採用については、将来にわたり区が担う事業に必要な人数を各年度の退職者数等を見据え、計画的に行う必要があると考えます。採用後の研修計画等を含め、早期に具体的な採用計画等の策定に取り掛かります。その中で、直営職員の必要性・役割については、より明確化していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>直営職員の採用については、可燃ごみ収集業務の委託計画を踏まえ、令和5年度から8年度までを計画期間とする「令和5年度以降の清掃技能系職員（作業Ⅲ）採用計画」を今年度に策定しました。</p> <p>採用後の職員の指導育成については、将来の監督・指導業務を担うべく、一定期間、廃棄物収集業務等に従事させるとともに、職員全体の指導育成の中で、経験年数に応じた人員配置と実務研修を適時適切に実施していきます。</p> <p>また、直営職員の必要性及び役割については、採用計画の中で、新規採用の理由と併せ、①委託先事業者への監督・指導業務や排出者への指導業務は、区が直接行う必要があること、②発災時や新型コロナウイルス感染拡大時等における清掃事業の継続と、機動的・効率的な収集体制の確立等のため、引き続き直営による収集体制は維持していくことと整理いたしました。</p>		

指摘 No. 29	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：事業用建築物を有する事業者の登録遅延		
指摘事項		
<p>事業用大規模建築物の登録書類を査閲した中で、平成 30 年 3 月 30 日に「設置届」が提出された調布清掃事務所管内の建築計画の一つについて、実施要領における「收受簿兼処理簿」及び「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届調査書兼意見書」が保管されていたが、「設置台帳」は見当たらず、当該建物のシステムへの登録も確認できなかった。現状を確認したところ、建物は既に完成しているようであるが、「廃棄物管理責任者選任届」が提出されていないため、「設置台帳」が作成されておらず、システムへの登録も行われていないとのことであった。</p> <p>これから当該届出書の提出を催促するとのことであるが、「設置届」は平成 30 年 3 月 30 日に提出され、工事完成予定日：平成 31 年 1 月 15 日、使用開始予定日：平成 31 年 2 月 1 日、との記載がなされている。</p> <p>「設置届」が提出されてから 2 年半、工事完成予定日から 1 年半以上もの期間が経過しているにもかかわらず、処理が行われず放置されていたことは、適切な立入調査の実施ができないことにつながると考えられるため問題である。</p> <p>現状は、所有者から能動的に完成検査の依頼が提出されて初めて、施設の完成が確認できるようになっているとのことであるが、「設置届」に完成予定日が記載されていることから、設置届入手時点で何らかのシステム登録を行い、完成予定日が過ぎても完成の登録がされないものを把握できるようにし、適時に「廃棄物管理責任者選任届」の提出を促し「設置台帳」の作成、システム登録が行われるような仕組みを構築することが必要なものとする。</p>		

指摘 No. 29	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：事業用建築物を有する事業者の登録遅延		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）は、建築物の計画段階で（建築確認申請の前）提出することになっています。</p> <p>このため、設置届上の完成予定日等はあくまでも目安に過ぎず、当該建築物の建築確認申請の提出時期で大きく変わることもあり、また、建築計画の延期や中断、中止といった事態も想定されることから、建築主等からの完成検査の依頼があって完成を確認することで運用しています。</p> <p>大規模建築物管理システム（以下「システム」という。）への情報登録についても、前述の理由から、建築物の完成確認をもって行う運用としており、当該事案は、設置届提出後、建築主等からの完成検査の依頼がないことから、運用に則りシステム登録を行っていなかったもので処理を放置していた訳ではありません。</p> <p>しかし、他の方法で建築物の完成や使用開始を把握することもできることから、改めて各清掃事務所と調整の上、運用についても柔軟に見直しを行うなど、処理漏れが生じない方策を検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>設置届提出後に完成検査の依頼がないものについて、現地調査などで建物の使用開始等が確認できた場合は、令和3年度の後期から、設置届出者に対し、完成検査の実施や、廃棄物管理責任者選任届の提出などの連絡を適宜行うこととしました。</p>		

指摘 No. 32	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：ふれあい指導における月報の記載内容及び様式の統一等の必要性		
指摘事項		
<p>ふれあい指導業務月報では、結果報告書 P311 表に示した排出状況調査に記載された個数に関し、排出指導個数、区引取個数、引き取らせごみ個数、取り残しごみ個数の内訳を記載するようになっている。この記載について、内訳の欄に記載されている個数の集計対象が清掃事務所によってまちまちとなっており、記載方法が統一されていなかった。記載方法のマニュアルはあるが、各清掃事務所への徹底がなされていなかったとのことである。</p> <p>また、別の問題点として、各清掃事務所の各月のふれあい指導業務月報を集計して年間合計の月報を作成しているが、大森清掃事務所の分について、一部の月の分が集計漏れとなっており、誤った集計結果が作成・承認されていた。</p> <p>月報について、各清掃事務所の活動を適切に把握・評価するために統一様式の月報を利用しているものと思われるが、記載方法が統一されていなかったり、集計が誤っていたりすると、その目的を果たせなくなってしまう。このため、記載方法のマニュアルの内容について、各清掃事務所と確認するとともに、これに沿った統一した方法で記載することを徹底した上で、正確な記載を行うためのチェック体制も改善することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>今年度の第 1 回ふれあい指導担当者打ち合わせ会を令和 3 年 4 月 28 日に開催し、令和 4 年度からの実施に向けて、日報の様式類やマニュアルの見直しに取り組んでいます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>令和 3 年度中に 3 回の担当者会を開催したほか、各清掃事務所とも必要な調整を行い、令和 4 年 4 月の報告から月報を作成する際に事前に数字を入力する様式を各所統一することで、集計の誤りなどがおこらないように改めました。</p> <p>また、各月の重点取組み事項の記入欄を設けるなど、月報の様式も改訂しました。</p>		

指摘 No. 33	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：ふれあい指導における日報と月報間の不整合		
指摘事項		
<p>ふれあい指導業務月報に記載されている活動内容は日報に記載された活動内容を集計したものになるはずであるが、サンプルで令和元年 5 月の調布清掃事務所の日報に記載された日々の調査数量を集計してみたところ、月報の排出状況調査の数量と異なっている等、日報と月報との整合性が図られていなかった。</p> <p>各清掃事務所で、それぞれ独自の様式によりふれあい指導班による指導業務に関する日報が作成されているが、総じて誰がどのようなスケジュールでどのような業務を行ったかが分かりにくいものであるように感じられた。</p> <p>ふれあい指導班の日々の活動の適切な実施・評価のため、活動実態がわかりやすい日報の作成が必要である。また、日報を集計すれば月報となるような両者の整合性の確認が容易にできる形で、清掃事務所全体で統一された日報の様式を定めることが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
指摘 No. 32 に対する措置内容と同様です。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
指摘 No. 32 に対する措置内容と同様です。		

指摘 No. 42	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区災害廃棄物処理計画における推進体制の整備の必要性		
指摘事項		
<p>2 年度にわたる時間と少額でない支出によって策定している計画であるにもかかわらず、その推進が適切に実行されなければ絵に描いた餅になってしまう。</p> <p>現状、本計画及び災害廃棄物処理マニュアルの庁内での研修会等、周知する機会が設けられていない状況である。</p> <p>また、本計画において、発災となれば実行計画を策定することとなっているが、実行計画をどのような体制で策定していくのかの詳細は決まっていない状況である。概要で記載したように、発災時の組織体制は、総務班、資産管理班、処理班、受援班と決まっており、それぞれの班の業務内容や連携すべき部局及び調整すべき内容は掲げられているものの、具体的な行動計画となる実行計画の策定については、本計画の中では具体的な体制及び方法は決められていないため、本計画推進の中で定めていく必要がある。</p> <p>首都直下地震の切迫性がささやかれる中、このような状況にあることは大きな問題であると考えている。策定した以上、早急に推進体制を整え、発災に備えた体制を整備する必要があるものと考えている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>ご指摘を踏まえ、まずは環境清掃部内における災害廃棄物処理の推進体制について、具体的な班体制の整備に向け検討を進めます。</p> <p>併せて、防災危機管理課をはじめとする関係部局との連携・調整にも取り組みます。</p> <p>なお、清掃事業課担当職員は災害廃棄物処や気候変動に関する種々の研修を受講しているところですが、担当にとどまらずより多くの職員が計画的に受講できるよう努めます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>昨年度、環境清掃部内における災害廃棄物処理の推進体制について検討を進めてまいりましたが、令和4年5月に東京都が「新たな被害想定」を公表したことを踏まえ、区として令和5年2月末までに、改めて新しい想定に対応した具体的な班体制の整備に向けた検討及び防災危機管理課をはじめとする関係部局との連携・調整を図ってまいります。</p> <p>また、当課担当職員においては実行計画策定のための実践的な研修を受講し、有事の際への対応について整備を進めています。こうした研修の他、災害廃棄物処理及び気候変動に関する様な研修も受講しているところですが、担当職員にとどまらずより多くの職員が計画的に受講できるよう努めます。</p>		

【意見 119 件 (P16～38)】

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
1	59	大田区一般廃棄物処理基本計画における個別施策の評価	措置中	清掃事業課	16
2	62	大田区一般廃棄物処理基本計画の見直し及び新計画の策定	措置済		—
3	70	車両雇上契約における契約単価の決定過程	参考扱		—
4	73	決算説明資料の内訳データの誤り	措置済		—
5	78	戸別収集事業の対象者	措置済		—
6	78	粗大ごみの運び出し収集事業の受付手続	措置済		—
7	79	粗大ごみの運び出し収集事業の体制整備	参考扱		—
8	80	防鳥ネットのサイズ	参考扱		—
9	82	有料ごみ処理券の印刷の契約単価	措置済		—
10	83	ごみ処理券の配送及び保管業務の契約単価	措置済		—
11	94	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価の検討（情報入手）	措置済		—
12	94	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価の検討（予測）	措置済		—
13	95	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価値上げの妥当性の検討	措置済		—
14	97	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の業者選定時の他業者からの見積書入手	参考扱		—
15	97	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における契約先業者の情報公開	措置済		17

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
16	98	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における完了届の届出日	措置済	清掃事業課	—
17	98	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における作業完了確認書類の提出期限	措置済		—
18	99	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における作業月報の受信日付	措置済		—
19	107	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における契約先業者の選定方法	参考扱		—
20	109	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における契約単価値上げの妥当性検討	措置済		—
21	110	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における作業完了確認書類の提出期限	措置済		—
22	110	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における提出書類の明確化	措置済		—
23	117	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における収集効率の分析及び適正配車	措置済		18
24	117	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（大森清掃事務所）	措置済		19
25	117	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（調布清掃事務所）	措置済		20
26	118	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（蒲田清掃事務所）	措置済		21
27	118	雑がみの資源化の普及・啓発及び広報活動	措置済		—
28	119	雑がみの資源化における就労支援等の取り組み	措置中		22
29	119	生ごみの資源化	措置済		—

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
30	122	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約における報告書の提出期限	措置済	清掃事業課	—
31	123	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約の契約先業者選定における契約単価の検討	参考扱		—
32	124	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約における回収目標の設定	措置済		—
33	124	水銀含有物の排出方法	参考扱		—
34	128	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における契約単価変更時の妥当性の検討	措置済		—
35	129	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における契約先業者選定の契約単価の検討	措置済		—
36	134	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報の届出日	措置済		—
37	137	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における安全作業の確認書類	措置済		23
38	137	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締簿の開閉時間の記録	措置済		24
39	137	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締簿への押印	措置済		25
40	140	「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における契約先業者の選定	措置済		—
41	141	「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における期別支払金額の妥当性	措置済		—
42	143	「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における予算額と精算額の乖離	措置済		—
43	146	「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」の契約先業者選定における契約単価の検討	参考扱		—

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
44	147	「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」における契約単価変更時の妥当性の検討	措置済	清掃事業課	—
45	150	「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」における完了届提出	参考扱		—
46	158	資源持ち去り防止パトロールにおける罰則規定の積極的な適用	措置済		—
47	161	資源持ち去り防止パトロールの他区との比較	措置済		26
48	167	粗大ごみ申告受付業務委託契約の契約先業者選定	措置済		—
49	169	粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（経費項目の金額増減）	措置済		27
50	169	粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（新規経費項目）	措置済		—
51	174	粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率低下の防止策	措置中		28
52	176	粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率未達の理由書提出基準	措置済		—
53	179	集団回収実績報告書の提出期限遵守の徹底	措置済		—
54	185	アルミ缶の報奨金支給額の決定	参考扱		—
55	188	集団回収登録業者リストの整理	参考扱		—
56	188	集団回収登録業者数増加のための施策	措置済		—
57	191	集団回収コストと行政回収コストの比較分析による効果測定	措置済		—
58	191	集団回収の対象一元化の効果	参考扱		—
59	195	資源回収事業に係る資源及びびすプレー缶の売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済		—
60	198	資源回収事業に係る資源及びびすプレー缶の売却契約における引取完了届の名称	措置済		—
61	199	資源回収事業に係る資源及びびすプレー缶の売却契約における完了届の提出期限	措置済		—

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
62	202	小型家電等の売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済	清掃事業課	—
63	204	小型家電等の拠点回収増加のための施策	措置済		—
64	209	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済		—
65	210	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約における回収枚数の予定と実績の分析	措置済		—
66	211	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約における消費税の取扱い	措置済		—
67	213	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済		—
68	214	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における回収量の端数処理	措置済		29
69	216	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における古布回収実績報告書の受付日の記載	措置済		—
70	218	古布の回収日程の増加及び回収拠点の設置	措置済		30
71	225	東京二十三区清掃一部事務組合分担金の削減	参考扱		—
72	226	清掃一組への外部監査導入の提言	参考扱		—
73	235	清掃事務所の人員配置の適正化	参考扱		—
74	236	多摩川清掃事業所における出張旅費精算の現金出納簿への記帳方法	措置済		蒲田清掃事務所
75	238	多摩川清掃事業所の稼働状況	措置済	清掃事業課	—
76	241	(仮称) 大田区多摩川清掃事務所新築工事における分離発注の工程管理	措置済	経理管財課	—
77	245	大田区環境公社における役員等の情報開示	措置済	環境計画課 (環境公社)	—
78	255	大田区環境公社における監事の適格性に関する情報開示	措置済		—

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
79	259	大田区環境公社における派遣職員の退職手当取扱いに関する協定書への明記	参考扱	人事課	—
80	260	大田区環境公社における派遣職員の勤務状況等の詳細報告	措置済		—
81	262	大田区環境公社における級別標準職務表の内容の充実	措置済	環境計画課 (環境公社)	—
82	265	大田区環境公社における給与規程で定める衛生管理者に対する資格手当の規定	措置中		31
83	267	大田区環境公社における勤怠管理ソフトの導入	措置中		32
84	272	大田区環境公社における労働安全管理体制の一層の整備	措置済		—
85	272	大田区環境公社における急性腰痛症による病気休暇と労働災害認定との関係	措置済		33
86	274	大田区環境公社における安全運動要領第5条の独立規則化	措置済		—
87	274	大田区環境公社における区の清掃事務所との人事交流等の研修制度構築	措置済		清掃事業課
88	275	区の適切なごみ収集体制構築のための方針	措置済	34	
89	276	委託化によるコスト削減と区民への行政サービスの維持	参考扱	—	
90	277	大田区環境公社における財務書類等の情報開示の充実	措置済	環境計画課 (環境公社)	35
91	279	大田区環境公社における事業概要及び事業実績等の情報開示の充実	措置済		—
92	279	川崎市における経営健全化に向けた出資法人の主体的な取り組み	措置済	企画課	36
93	308	廃棄物管理責任者講習会の実施状況及び方法	措置済	清掃事業課	37
94	318	大森清掃事務所における安全衛生委員会の構成員名簿の記載内容	措置済	大森清掃事務所	—
95	323	各清掃事務所における労働安全衛生計画の仕様及び内容の統一	措置済	清掃事業課	38

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
96	324	安全衛生関連図書の購入における支出予定額への 値引きの反映	措置済	清掃事業課	—
97	332	非常勤職員に対する遺族特別援護金及び障害特別 援護金に相当する支給制度の制定	参考扱	人事課	—
98	335	安全衛生連絡会の議事録の作成	措置済	清掃事業課	—
99	343	自転車事故に対する交通安全対策	措置済		—
100	343	バック時の安全指導	措置済		—
101	347	小型充電式電池による火災事故防止の啓発	措置済		—
102	352	イベント等における啓発活動の企画内容の検討	措置済		—
103	354	常設施設による清掃・リサイクル普及啓発活動の 検討	措置済		—
104	357	全世帯向け広報物の配布の検討	参考扱		—
105	359	小学校における資源循環学習教室開催数増加に向 けた体制	参考扱		—
106	359	小学校、児童館・保育園、自治会等における環境 学習、出前講座でのアンケート調査の実施	措置済		—
107	359	自治会や町会等における出前授業の普及	参考扱		—
108	362	大田区清掃・リサイクル協議会における委員定員 数の改定	措置済		—
109	371	大田区清掃・リサイクル協議会の議事録における 発言者の特定	措置済	—	
110	371	大田区清掃・リサイクル協議会への事務局の参加 メンバー及び人数	措置済	—	
111	375	「大田区食べきり応援団」登録事業者にとっての メリットを高めるための施策	措置済	環境計画課	—
112	375	「大田区食べきり応援団」登録事業者数の具体的 な目標設定	参考扱		—

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
113	377	出前授業委託先との契約金額の妥当性の検討	措置済	環境計画課	—
114	378	出前授業におけるアンケートの実施	措置済		—
115	378	出前授業の普及	参考扱		—
116	379	「平成 30 年度地産地消型未利用食品の有効活用 に向けた需給調査委託報告書」の活用	参考扱		—
117	382	フードドライブに関する常設した受付窓口の拡充	参考扱		—
118	383	食品ロス削減実践講座に関する YouTube 配信動画 の広報活動	措置済		—
119	388	学校給食生ごみリサイクル処理業務委託先との契 約単価の妥当性の検討	措置済		—

意見 No. 1	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画における個別施策の評価		
意見事項		
<p>結果報告書 P55 で記載した本計画の個別施策と実施している主な施策等との関係の表を見ると、個別施策に対する具体的な事業が紐付けられている訳ではないことが分かる。本計画において、推進すべき個別施策が設定されているのであるから、これらの施策が現状の事業との関係でどの程度実施されており、その事業が個別施策の実施を推進するに当たって十分な効果を上げているかをまずは評価する必要があるものとする。</p> <p>その評価については、PDCA サイクルの中で検討会及びその作業部会で議論されるべき事項であると考えられるが、計画策定からの検討会及び作業部会の現存する資料を査閲しても、そのような議論が行われていると思われる形跡は確認できなかった。</p> <p>新規事業の立上について検討していることは確認できるが、個別施策と現状で実施している事業との関係を分析した結果として、それらの事業が炙り出されたようには思えない状況である。</p> <p>議事録が存在していないため、議論の過程を詳細に知ることはできないが、この節の第 1 項の表を見る限りでも、そのような評価・検討がなされていないと考えられるため、改めて本計画の個別施策について、現状の事業との関係を洗い出し、優先順位をつけて、既存事業の改廃や新規事業の立上等、個別施策の推進につなげる必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>環境審議会専門部会において、特に重点的に取り組む施策について審議いただいている他、本計画の上位計画である環境基本計画の中でも進捗管理を行っています。</p> <p>今回の意見を踏まえ、本計画の個別施策に関する進捗状況を的確に把握するため、現在の検討会等のあり方について、より合理的かつ実効性ある組織とするよう見直しを図ります。</p> <p>また、検討過程における資料・議事録については、適切に管理・保管します。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>今後の検討の進め方につきましては、より合理的かつ実効性のある組織として、環境清掃部管理職会を活用し、計画の進捗状況確認及び目標達成状況の評価を行った後、大田区清掃・リサイクル協議会等に報告するよういたします。また、環境アクションプランに基づく重点施策等の進捗状況と併せて大田区環境審議会に報告する体制を、令和 4 年度中に構築してまいります。</p>		

意見 No. 15	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における契約先業者の情報公開		
意見事項		
<p>東京都環境衛生事業協同組合大田区支部について、東京都環境衛生事業協同組合のホームページ上で確認した限りでは、特に支部として独自のホームページは存在しておらず、構成員である(株)櫻商会等のいくつかの会社についてはホームページ等も存在せず、会社概要等の情報が公表されていない。</p> <p>推薦理由として雇上業者としての実績等を掲げているが、区民としてはどのような受託者であるかの情報が不足しているものとする。そのため区はどのような業務を行っているのかも含め、受託者に必要と考えられる情報を公表していくように求めていく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>東京都環境衛生事業協同組合大田区支部は、区の廃棄物収集及び運搬業務を長年請け負っている団体であり、OTAふれあいフェスタに大田区と共同で出展する等、区民と直接触れる機会を通じ、団体としてのPRも行っています。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、当該団体の中には企業ホームページを作成していない事業者も多く存在し、区民が容易に事業者情報を得られる環境が不足していると考えます。こうした点も踏まえ、当該団体に対して事業者情報の公開に関する検討を促します。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>東京都環境衛生事業協同組合大田区支部に対し、ホームページの作成について検討を依頼したところ、費用対効果を考えた結果、現時点ではホームページの作成は難しいとの回答がありました。</p> <p>当該団体は、従前から、区のイベント等、区民と直接触れ合う機会を通じて団体のPRを行っています。また、区民からの問合せがあった場合に直接対応することで、区の事業を受託している業者であることをお伝えしています。</p> <p>事業者情報の公開は、区の事業に対する区民の信用と信頼をいただくためにも必要であり、当該団体に対し情報公開の手法について引き続き検討を促してまいります。</p>		

意見 No. 23	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における収集効率の分析及び適正配車		
意見事項		
<p>令和元年度の1台当たり平均年間回収量は調布清掃事務所の68,884トンに対し、蒲田清掃事務所は59,423トンであり、1割以上、調布清掃事務所管轄の収集効率が高い結果となった。</p> <p>地域性や回収ルート等が異なることから一概にはいえないが、蒲田清掃事務所の稼働台数を減らして更なる経費削減を図ることも可能かと考える。</p> <p>また、今後は各清掃事務所の収集効率を分析し、どのような配車が最小の経費で効率良く収集していけるのかを検討していくことが必要であるものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>ご意見のとおり、車両1台当たりの平均年間回収量は管轄事務所間で差異が生じています。資源回収車両は、過去の回収実績等を踏まえ、管轄清掃事務所ごとに曜日別に台数を設定し、配車しています。配車台数については、回収量の季節変動、管内の地理特性、搬入先までの距離、作業終了時間等も考慮しつつ、より効率的かつ効果的な回収体制を構築できるよう、引き続き検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度以降、資源物の回収量は大幅に増加している状況が続いています。また、回収量増加に伴い回収作業時間が遅くなる曜日も増えています。作業員の身体的な負荷と怪我のリスクを低減させる観点から、令和4年度は通常時の配車台数を増車して対応しています。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しつつ、引き続き効率的かつ効果的な回収体制の構築を目指してまいります。</p>		

意見 No. 24	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（大森清掃事務所）		
意見事項		
<p>大森清掃事務所の 1 台当たり平均年間回収量について、平成 30 年度と令和元年度ともに水曜日の回収量（平成 30 年度 57,083 トン/月、令和元年度 58,392 トン/月）は少なく、最も多い木曜日の回収量（平成 30 年度 72,343 トン/月、令和元年度 71,615 トン/月）との差が大きくなっている一方で、稼働台数については、両年度とも、木曜日の 13 台に対して、水曜日は 20 台と多くなっていた。</p> <p>水曜日の 20 台のうち 2 台は週に 1 回の特別出張所等で行われる廃食用油の回収車であるが、この実績を基に配車を考えた場合、木曜日の回収量をベースとすると水曜日の稼働台数を約 16 台にすることが可能であり、廃食用油の回収車 2 台を加えても 18 台に減車（2 台減）することが可能となる。</p> <p>机上の計算ではあるが、大きな費用削減効果が期待できる状況であるため、適正配車を再検討することが必要なものとする。また、減車ができない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
意見No.23 の措置内容と同様に対応していきます。配車台数の決定に際しては、検討過程等を文書で残すように取り組んでいきます。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
意見 No.23 の措置内容と同様に対応しました。		

意見 No. 25	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（調布清掃事務所）		
意見事項		
<p>調布清掃事務所の 1 台当たり平均年間回収量について、平成 30 年度と令和元年度ともに月曜日の回収量（平成 30 年度 79,185 トン、令和元年度 81,495 トン）が他の曜日と比較して多くなっている。これは、月曜日の配車台数が両年度ともに 8 台と他の曜日と比較して著しく少ないことが要因である。</p> <p>No. 24 の大森清掃事務所について記載した意見と同様に、他の曜日の稼働台数を減らせる可能性があるため、適正配車を再検討するとともに、その検討過程を明確に記録することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
意見No.24 の措置内容と同様に検討していきます。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>意見No.23 の措置内容と同様に対応しました。</p> <p>なお、調布清掃事務所の月曜日地区は、他の曜日と比べ回収量は多くなっておりませんが、搬入先までの距離が近いこと、配車台数は他の曜日より少ない台数としています。</p>		

意見 No. 26	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（蒲田清掃事務所）		
意見事項		
<p>蒲田清掃事務所の 1 台当たり平均年間回収量について、平成 30 年度と令和元年度ともに土曜日の曜日当たり回収量（平成 30 年度 54,276 トン、令和元年度 55,789 トン）が他の曜日と比較して少なくなっている。土曜日の配車台数は両年度ともに 19 台と他の曜日よりも少なく設定されているが、さらなる減車が図れる可能性があるため、適正配車を再検討するとともに、その検討過程を明確に記録することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
意見No.24 の措置内容と同様に検討していきます。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
意見 No.23 の措置内容と同様に対応しました。		

意見 No. 28	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：雑がみの資源化における就労支援等の取り組み		
意見事項		
<p>雑がみ回収袋の作成に当たっては、民間業者に委託するのではなく、その作成作業を障がい者作業所に委託して就労支援に役立てる取り組みを行っている自治体もある。こうした取り組みを行っていくこともごみの資源化と就労支援の両方に結びつき有用であるものとする。</p> <p>また、雑がみ回収袋をホームページ上で新聞紙を使って作成する方法を掲載している自治体（西東京市等）もあり、様々な先事例も研究しながら有用性の高い事業として展開されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
他自治体の事例を確認・検証し、雑がみ回収袋の作成・周知方法について検討していきます。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>雑がみ回収袋の作成については、雑がみの分別排出を促す手段として一定の効果が期待できるものの、費用対効果や区民への配布等の負担を考慮すると、現時点では困難であると考えております。雑がみの資源化は、ごみ減量に向けた有効な取組みの一つであり、引き続き様々な媒体で周知を図ってまいります。</p> <p>また、雑がみ回収袋の作成方法の周知については、令和4年12月末までに、区ホームページに掲載してまいります。</p>		

意見 No. 37	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約における安全作業の確認書類		
意見事項		
<p>当該中継業務委託の作業の安全確保について、仕様書によれば委託業者には次の事項が定められている。</p>		
<p>10 安全作業</p> <p>(1) 安全作業の指導</p> <p>受託者は、業務従事者に対して、以下の安全作業を徹底させること。</p> <p>ア 作業服や手袋、保護面、防塵マスク等の保護具の着用についての指導</p> <p>イ 中継車両の架装の操作指導</p> <p>(2) 事故発生時の連絡先</p> <p>ア 管轄の清掃事務所（閉庁日の連絡先については、別途通知する。）</p> <p>イ 清掃事業課</p>		
<p>区では委託業者に上記の安全作業を課しているものの、具体的にどのような安全作業を実施しているか確認している書類がない。</p> <p>安全作業をしていることを確認しているのであれば、どのような対策を行い、どのような指導をしているかを書面で残し、その旨を区に報告させるようにすることが委託した先に対する区の管理責任を果たすことになると考えられるため、安全作業に関する委託者からの報告及びその検証について、制度を構築することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>委託業者と調整し、当該業務を安全に実施するための作業手順・マニュアル等の作成、安全作業に向けた取組等の報告を行うよう検討してまいります。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>委託業者は、年1回、構成会社の社員を対象に安全作業に関する講習会及び指導を実施しており、調整の結果、今年度から、その内容について書面で区に報告することといたしました。</p> <p>また、作業上の安全確保については、区職員が不定期に作業現場を訪問し、直接確認を行っており、今後も継続して実施してまいります。</p>		

意見 No. 38	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糶谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締役簿の開閉時間の記録		
意見事項		
<p>開閉時間が全ての日にちで全く同じ時間ということは通常考えられず、特に大きな変動がなければ、ルーティンとして開閉時間は 7 時 00 分、閉庁時間は 16 時 25 分と記載されていると考えられる。</p> <p>しかしながら、昨今の時間管理の厳格化からすれば、今後は分刻みでの時間管理やタイムカード等での管理を行っていくことが必要であると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>契約の仕様書上、作業時間を午前 7 時 40 分から午後 4 時 25 分までとしており、これを踏まえて開庁時間・閉庁時間を記載しています。記載する時間の表記については、業務実態等を考慮したうえで検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>業務実態等を改めて確認した結果、開庁及び閉庁時間はそれぞれ毎日 7 時 00 分、16 時 25 分であることが判明いたしました。今後も、日々の業務実態に合わせて、開閉時間を記載するよう指示いたしました。</p> <p>なお、中継所の設備の都合上、タイムカード等の設置は困難であると考えております。</p>		

意見 No. 39	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締役簿への押印		
意見事項		
<p>粗大中継所取締役簿には確認欄があるが、押印されている粗大中継所取締役簿を確認することはできなかった。</p> <p>時間管理を上長が確認していることの確認及び責任の明確化のためにも当該確認欄への押印を行っていく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>これまでは現場担当者が確認欄の作成者欄に押印し、管轄の蒲田清掃事務所に日々送付していましたが、清掃事務所では、担当技能長による内容確認に留まっていた。</p> <p>令和3年8月、委託業者に対し、現場担当者だけでなく上長の押印も行うよう指示しました。清掃事務所による確認については、様式の変更を含め今後の検討課題とします。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>清掃事務所による確認については、改めて検討を行い、今年度から、粗大中継所取締役簿の確認欄に蒲田清掃事務所の上長欄を設け押印することといたしました。これに伴い、委託業者の確認については現場担当者のみとすることといたしました。</p>		

意見 No. 47	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源持ち去り防止パトロールの他区との比較		
意見事項		
<p>結果報告書 P160. 161 表から、大田区は他区と比較して、持ち去り条例の制定、収集禁止や所有権の明示や罰則規定を設けており、持ち去り防止の取り組みとしては進んでいる区であると考えられるが、過去3年度の警告書等の交付件数や告発数の推移を見ても減少傾向にあるとはいえない状況にあるため、条例にさらなる実効性を持たせるためにも、板橋区のように常習者に対しては通常より高額な罰金を科すことや、中央区、目黒区、杉並区等のように罰則者の氏名の公表等も制度に取り入れていくことを検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>意見No.46の措置内容と同様、他区の状況を調査するとともに警察と協議しながら対応を検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>持ち去り行為常習者に対して、より高額な罰金を科すことや氏名を公表することは一定の抑止効果があるものと考えます。一方、他区の状況を確認したところ、罰則を強化している区がその他の区と比べ、持ち去り行為そのものが減少したという結果は確認できませんでした。</p> <p>このことから、区としては、他区の取組みについては引き続き注視しつつ、持ち去り行為者に対する直接指導の機会を増やすことに重点を置き、職員や委託業者によるパトロールや警察署との合同パトロールの強化を図ってまいります。</p>		

意見 No. 49	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（経費項目の金額増減）		
意見事項		
<p>令和元年度は過去 2 年度と比較して、OP（オペレーター）経費等、OP 経費増額分が増加した他、新たに受付番号案内が経費として計上されていることから、消費税増税の影響を除いても契約金額が増加している。OP 経費等、OP 経費増額分の増額理由としては見積書の内訳書には次の理由を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OP 経費等 直近 3 年間の平均応答件数を基に年間 17 万台を想定し費用を算出しています。 ・ OP 経費増額分 直近 3 年間の平均応答件数実績が年間 18 万台であったため、従来に比べ年間 1 万件相当の増加に対応するための OP 経費となります。 <p>OP 経費等は直近 2 年間より年間で 4,136,640 円、月換算で 344,720 円、OP 経費増額分は年間 240,000 円、月換算で 20,000 円増額されているが、上記理由は前年度の見積書においても記載されている内容であり、これだけでは増額理由として不足しているものと考えため、契約金額が変更（増額、減少）される場合には、見積書を徴した際に、その理由について議会や区民に説明できるだけのより詳細な内容を明記してもらうよう求める必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>本業務は、オペレーター業務やシステム運用を他区と共用のうえ実施しており、契約金額の内訳についても、共用している項目は受付件数で按分して算出されています。そのため、本区の受付業務以外の要因で金額が増減することがあります。</p> <p>見積徴取の際、金額の増減理由について明確に判断できるよう詳細な資料提供を求めています。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>令和 4 年度予算編成時において、契約の相手方から見積書の金額の増減理由がわかる詳細資料の提供がありました。</p>		

意見 No. 51	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率低下の防止策		
意見事項		
<p>応答率の低下は着信数の予想以上の増加という面もあるが、報告書の要因を見ると、1 件当たり応答時間の増加も大きな要因と考えられる。</p> <p>このため、電話申込からインターネット申込への移行を促していくことが、応答率を上昇させる有効な対策の一つと考えられる。インターネット申込について、その利便性を高めることは、区民サービスの向上に資することからも、インターネットからの申込を促進させる施策を区は打ち出していく必要があるものとする。</p> <p>現状では、収集車両による各戸収集は電話受付であれば 1 回につき 20 個である一方、インターネット申込では 1 回につき 10 個までと受付量が少なく設定されており、電話申込の誘因となっていることが予想される。このような設定にしていることには理由があるものと思われるが、両者を同数とすることによる問題点を再検証し、さらに多い個数を受付できるようにする等の処置を施すことも含めて検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>インターネットによる申込件数は年々着実に増加しており、令和 2 年度は申込件数全体の約 77%がインターネットによる申込となっています。引き続きインターネットからの申込を促進するため、時間と場所を問わず申込が可能というインターネット申込の利点をさらに周知するとともに、申込方法による利用条件の違いについても検証を行うなど、利用環境の改善に努めます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>インターネットによる申込の場合、区民の利便性が高くなると同時に、申込の容易さから排出個数が増える可能性があると考えております。区としては、区民サービスの向上がごみ量の増を招くことにつながらないように、ごみの排出抑制の観点から 1 回の申込個数を 10 個までと設定しており、今後も同様の対応を行ってまいります。</p> <p>なお、令和 5 年 4 月 1 日から、新システムを導入した新たなコールセンターを開設する予定であり、現在、そのための準備が順次進められています。これにより、新年度からは、今まで以上にインターネットによる申込手続きが簡便になり、サービスの向上につながるようになります。</p>		

意見 No. 68	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課																		
項目：古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における回収量の端数処理																				
意見事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">回収量</th> <th style="text-align: center;">歳入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期（4月～6月）</td> <td style="text-align: center;">434.6 kg</td> <td style="text-align: center;">868 円</td> </tr> <tr> <td>第2四半期（7月～9月）</td> <td style="text-align: center;">1,080.0 kg</td> <td style="text-align: center;">2,160 円</td> </tr> <tr> <td>第3四半期（10月～12月）</td> <td style="text-align: center;">1,300.0 kg</td> <td style="text-align: center;">2,600 円</td> </tr> <tr> <td>第4四半期（1月～3月）</td> <td style="text-align: center;">1,500.0 kg</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4,314.6 kg</td> <td style="text-align: center;">8,628 円</td> </tr> </tbody> </table>			期間	回収量	歳入	第1四半期（4月～6月）	434.6 kg	868 円	第2四半期（7月～9月）	1,080.0 kg	2,160 円	第3四半期（10月～12月）	1,300.0 kg	2,600 円	第4四半期（1月～3月）	1,500.0 kg	3,000 円	計	4,314.6 kg	8,628 円
期間	回収量	歳入																		
第1四半期（4月～6月）	434.6 kg	868 円																		
第2四半期（7月～9月）	1,080.0 kg	2,160 円																		
第3四半期（10月～12月）	1,300.0 kg	2,600 円																		
第4四半期（1月～3月）	1,500.0 kg	3,000 円																		
計	4,314.6 kg	8,628 円																		
<p>第1四半期の回収量は434.6 kgであるが、歳入金額は1 kg未満の0.6 kgを切り捨てて計算されている。売却単価が2 円/kgであれば端数の0.6 kgを含めた869 円（円未満切捨）となるはずである。1 kg未満が生じた場合にどう扱うかについて、契約書で取り決めていないことに問題があり、1 kg未満の端数が生じた場合に切捨てるのか、端数を含めて売却価額を決定するのかを明記することが必要であるものと考え。</p>																				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）																				
<p>令和2年度以降、業者と協議・確認のうえ、1 kg未満の端数は切り捨てとしています。</p> <p>なお、仕様書への記載についても速やかに対応するとともに、回収量の実績は百グラム単位まで把握し管理します。</p>																				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）																				
<p>仕様書への記載につきましては、令和2年度契約から、仕様書に明記しております。</p>																				

意見 No. 70	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：古布の回収日程の増加及び回収拠点の設置		
意見事項		
<p>結果報告書 P217 を見ると令和 2 年度の古布の回収日程はモデル事業であった令和元年度に比べて回収日程は増えているが、回収先は地域庁舎が中心であり、また、各月一回と日程も少ないと思われる。</p> <p>特別区で古布の回収を行っている葛飾区では古布の回収拠点として結果報告書 P218. 219 の表のように各所に回収拠点を設けている。</p> <p>今後、古布の回収量を増やし、資源のリサイクルを増やしていく方針で施策を推進するのであれば、回収拠点の増加、常設回収拠点の設置及び受付時間の増加等を他自治体の先行事例を検討して対応することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>事業開始以来、定めた施設・日時に持参いただく拠点回収で事業を実施しています。この方法は、天候などに影響を受けず良好な状態で古着を回収できる利点があります。</p> <p>一方、他区では施設の入出口などに常設したボックスや公園等の屋外で回収を行っている事例があります。</p> <p>他区の状況も改めて把握し、区民の利便性を踏まえながら、より効果的に事業を進めます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
<p>回収拠点については、令和 2 年度の 4 か所から 3 年度は 10 か所に増やしました。その結果、回収量も大幅に増加しています。</p> <p>今後も、他自治体の状況を参考にしながら、会場の増設や時間延長などを通じて多くの区民のニーズに応えていきます。</p>		

意見 No. 82	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における給与規程で定める衛生管理者に対する資格手当の規定		
意見事項		
<p>（給与の種類）</p> <p>第3条 職員の給与は、給料、賞与及び次に掲げる諸手当とする。</p> <p>（1）子ども扶養手当</p> <p>（2）住居手当</p> <p>（3）通勤手当</p> <p>（4）超過勤務手当</p> <p>（5）休日勤務手当</p> <p>（6）職制手当</p> <p>2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>給与規程第3条では、給与の種類として職制手当を掲げているが、衛生管理者に対する資格手当の記載がない。同条項が掲げる諸手当は例示列举ではなく限定列举として記載されていると考えられるため、資格手当も記載するべきであるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
次回開催の理事会において資格手当を記載するよう職員給与規程を改正します。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
令和5年3月に開催する理事会において、職員給与規定を改正し、第3条に資格手当を追加します。（令和5年4月1日施行）		

意見 No. 83	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における勤怠管理ソフトの導入		
意見事項		
<p>現状では賃金台帳を除き、出勤簿、超過勤務命令簿、休暇簿等はソフト等を使用せず、手書きで作成されており、出退勤についてはタイムカードで始業及び終業時間の打刻管理している。出退勤や超過勤務、休暇等の人事管理について勤怠管理ソフト等を導入する等により、人事管理についての一層の効率化を図っていくことを検討することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>出勤簿については、打刻機のデータを利用して作成するようにしました。</p> <p>また、その他の超過勤務や休暇等の人事管理について、公社の現状に適した勤怠管理ソフト等の導入に向けて検討しています。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
令和5年度に勤怠管理ソフトを導入し、人事管理の効率化を図ります。		

意見 No. 85	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における急性腰痛症による病気休暇と労働災害認定との関係		
意見事項		
<p>腰に関係する病気休暇も多く見られるが、これが実際の業務と関係しているかどうかについては慎重な判断が必要なものとする。厚生労働省は「業務上腰痛の認定基準」を定めている（P272～274 参照）。</p> <p>災害性の原因による腰痛については労働災害と認定されるが、線引きが難しいのが災害性の原因によらない腰痛であるが、清掃という作業は腰痛体操を行うように、腰部に負担の掛かる業務であると考えられることから、災害性の原因によらない腰痛であっても労働災害と認定されるケースは多いものとする。</p> <p>この点、病気休暇においても急性腰痛症を起こしているケースが散見されることから、こうしたケースが単なる病気休暇で良いのかについては、より慎重な検討が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>現在、腰痛については当該職員の既往歴を参考にし、本人から原因や症状の聴き取りを丁寧に行い、区の公務災害に準じた対応を取っています。</p> <p>今後は、紹介いただいた厚生労働省の「業務上腰痛の認定基準」を参考に、区の対応に準じて慎重に判断するよう検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
急性腰痛症による病気休暇と労働災害認定との関係については、厚生労働省の「業務上腰痛の認定基準」を参考に、区の対応に準じて慎重に判断しています。		

意見 No. 88	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：区の適切なごみ収集体制構築のための方針		
意見事項		
<p>区民や環境公社を含む外部の委託業者等への指導業務は、清掃に関する十分な経験と知識がなければ行えるものではないが、委託化の推進はその経験と知識を得るための機会を奪うことにつながっている。</p> <p>区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉的収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げ、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。</p> <p>しかしながら、当該計画においては、行政サービスの品質低下等を招くような問題を生じさせないよう、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もあるため、X 年後のあるべき姿から逆算した採用計画及び委託計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものと考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>職員の採用については、将来にわたり区が担う事業に必要な人数を各年度の退職者数等を見据え、計画的に行う必要があると考えています。採用後の研修計画等を含め、早期に具体的な採用計画等の策定に取り掛かります。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>直営職員の採用については、可燃ごみ収集業務の委託計画を踏まえ、令和5年度から8年度までを計画期間とする「令和5年度以降の清掃技能系職員（作業Ⅲ）採用計画」を今年度に策定しました。</p> <p>採用後の職員の指導育成については、将来の監督・指導業務を担うべく、一定期間、廃棄物収集業務等に従事させるとともに、職員全体の指導育成の中で、経験年数に応じた人員配置と実務研修を適時適切に実施していきます。</p>		

意見 No. 90	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における財務書類等の情報開示の充実		
意見事項		
<p>環境公社のホームページで開示されている事項は次の通りであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 評議員・役員名簿 ・ 事業報告：平成 28 年度から令和元年度の 4 期分 ・ 決算報告：平成 28 年度から令和元年度の 4 期分 <p>上記の開示事項は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める公告の義務を果たしてはいる。しかしながら、当該法人は区の 100%出資法人であり、現状、その業務の全ては区からの委託が占めており、これは区の実質的な歳出と同一視できることから、通常の一般財団法人の開示とは異なり、区民への情報開示として、法で定める以上のものを開示していく責務があるものとする。</p> <p>このため、上記の開示事項に加えて、少なくとも収支予算書や監査報告書は開示することが必要であるものとする。確かに、区議会の定例会の報告では現状では開示されていない収支予算書や監査報告書等も開示されているものの、区民としては直ぐに情報を引き出せるものではないことから、ホームページ上での開示を検討すべきである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
今後、収支予算書等についても掲載し、区民に分かりやすい情報開示を行う予定です。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
ホームページ上に収支予算書等について掲載しました。		

意見 No. 92	措置状況：措置済	部課名：企画経営部企画課
項目：川崎市における経営健全化に向けた出資法人の主体的な取り組み		
意見事項		
<p>川崎市では市が出資する法人について、出資法人が公共サービスの担い手として市が期待する役割が果たされるよう「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、出資法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた出資法人の主体的な取り組みを促している。その内容は結果報告書 P280 の通りである。</p> <p>出資法人たる環境公社が収集作業という公共サービスの担い手として区が期待する役割を果たすために、区においても川崎市のような取り組みを実施し、その結果を積極的に公表していくことを検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>現在、外郭団体と区が、自らの果たすべき役割やあるべき姿を改めて確認し、双方が一体となって改革を進めていくことを目的に策定した「新大田区外郭団体等改革プラン」（平成29年度～令和3年度）に基づき、外郭団体等の改革について取り組んでいるところです。当プランの計画期間は平成29年度からであるため、平成29年1月に設立された大田区環境公社については、設立後間もないことからプランの対象団体には含まれていないという経緯があります。</p> <p>今後は、大田区環境公社を含めた外郭団体等に関する区の関与について、外郭団体等のあるべき姿や果たすべき役割の明確化、外郭団体の活用及び区との連携のあり方等に関する基本的な考え方を示した方針の策定などについて検討していきます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>令和4年3月に新たに大田区外郭団体等に関する基本方針を策定し、外郭団体等に期待される役割等を明確化しました。今後は方針に沿って、団体運営を推進し、また団体事業の進捗状況管理などを通じて、その運営について効果検証していきます。</p>		

意見 No. 93	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：廃棄物管理責任者講習会の実施状況及び方法		
意見事項		
<p>廃棄物管理責任者講習会の対象者に対する受講率は毎年 6, 7 割とのことである。全員に年に 2 回の開催日のどちらかに都合を付けて必ず出席してもらうことが難しいことは理解できるが、これについて、現在のところ欠席者への対応としては次年度の参加を促しているのみであり、結局参加しないまま交代してしまう場合もあるとのことである。</p> <p>清掃工場の見学や生の講義等、実際に講習会へ参加する方がより有益であると思うが、やむを得ず欠席せざるを得ない対象者についても、指導要綱により受講義務があるため、資料の送付やインターネットでの講義の配信を行う等、代替的な方法により必要な講習を受けられるような方策も検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 3 年度）		
<p>対象者の講習会への参加機会を確保するため、引き続き年 2 回の講習会開催を計画したいと考えていますが、コロナ禍においては、感染拡大防止にも留意しながら事業を進める必要があります。区としても、対象者の講習会への参加は有益であると考えており、都合がつかず欠席する対象者に対しては、引き続き次年度以降の参加の働きかけを継続していきます。</p> <p>また、参加が難しい対象者への対応として、区ホームページへの講習会資料の公開などを検討しています。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和 4 年度）		
令和 4 年度から、講習会テキストをホームページで公開することとしました。		

意見 No. 95	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：各清掃事務所における労働安全衛生計画の仕様及び内容の統一		
意見事項		
<p>各清掃事務所が年間の労働安全衛生計画を作成しているが、その仕様や内容は各清掃事務所に委ねられており、仕様も内容も各々の清掃事務所により異なっている。</p> <p>各清掃事務所の実情に合わせて労働安全衛生計画は作成されるべきものであるが、仕様を統一することを検討する必要があるものとする。</p> <p>各清掃事務所で共通している項目は基本方針と産業医活動年間計画だけであり、それ以外の項目は各清掃事務所で記載の仕方が異なっていたり、そもそも記載されていなかったりする項目も存在している。</p> <p>例えば、報告・届出という項目は調布清掃事務所では記載がないが、迅速な報告・届出は必要事項であり、当該項目の記載は必要なものと考えられる。また、職場研修計画、事故防止計画等の年間スケジュールも基本的にはどの清掃事務所でも行われているものであり、そうしたスケジュール関係についても、どの計画を記載するか、そして、その仕様についてもある程度統一することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和3年度）		
<p>各清掃事務所では毎年度、「環境清掃部労働安全衛生管理の指針」に基づき、各所安全衛生委員会において職場及び事業運営の実態に即した労働安全衛生計画を策定しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、各所の実態に即した内容であるとともに各所共通の必要事項を記載した計画となるよう、仕様の統一について安全衛生連絡会等で検討します。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）（令和4年度）		
<p>各清掃事務所における労働安全衛生計画の策定の前提となる「令和4年度環境清掃部労働安全衛生管理の指針」案の中で、各所が共通で記載する項目等の整理を行いました。令和4年2月に指針案について全所の安全衛生委員会から了承を得、大田区環境清掃部安全衛生連絡会での検討を経て、各所共通で記載する必要事項（基本方針、労働衛生の3管理に基づく目標、現状と対策、年間計画、報告・届出）及び各所の実情を踏まえて策定する計画について、上記指針に決めました。</p> <p>各所においては、この指針に沿って令和4年度の労働安全衛生計画を策定しました。</p>		

令和2年度包括外部監査結果における
「指摘及び意見」に対する措置状況

発行：令和4年10月21日

事務局：大田区総務部総務課内部統制推進担当
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話：03-5744-1160 FAX：03-5744-1505